

和歌山大学教育学部附属特別支援学校高等部入学料免除規則

制 定 昭和52年11月 8日

最終改正 平成 7年 9月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学教育学部附属学校規則第36条及び第37条の規定に基づき、和歌山大学教育学部附属特別支援学校高等部（以下「本校高等部」という。）における入学料の免除に関し必要な事項を定める。

(免除の対象)

第2条 入学料免除の対象となる者は、本校高等部に入学する者であって、次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められるものとする。

(1) 入学前1年以内において本校高等部に入学する者の学資を主として負担している者（以下この号において「学資負担者」という。）が死亡し、又は本校高等部に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(免除の申請)

第3条 免除を受けようとする者の保護者は、所定の申請書に本校が必要と認める証明書等を添付して、入学手続終了の日までに校長を経て学長に願い出なければならない。

(免除の許可)

第4条 免除の許可は、保護者の申請に基づき、附属特別支援学校長、教頭及び小学部・中学部・高等部各主事で構成する主事会（以下「主事会」という。）の議を経て文部科学省高等教育局長に申請し、その承認を得て学長が行う。

(免除の額)

第5条 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(免除の総額)

第6条 免除の総額は、当該年度の前年度中に文部科学省高等教育局長から通知された額を超えないものとする。

(徴収の猶予等)

第7条 免除を申請した者に係る入学料については、免除を許可し、又は不許可とするまでの間は徴収を猶予する。

2 免除が不許可となった者及び半額免除が許可となった者は、免除の不許可及び半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第8条 免除を申請した者が、前条第1項の徴収猶予期間内において、死亡したことにより除籍された場合はその者に係る未納の入学料の全額を免除する。

2 免除が不許可となった者及び半額免除が許可となった者が前条第2項に規定する期間内において死亡したことにより除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

第9条 免除が不許可となった者及び半額免除が許可となった者が、納付すべき入学料を納入しないことにより除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

教育学部附属特別支援学校高等部入学料免除規則

(免除の許可の取消し)

第10条 免除が許可となった者に、虚偽の申請等不正があつた場合は、主事会の議を経て学長がその許可を取り消す。

附 則

この規則は、昭和52年11月8日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年10月25日一部改正)

この改正規則は、昭和60年10月25日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則 (平成13年2月28日一部改正)

この改正規則は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第655号)

この改正規則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2881号)

この改正規則は、令和7年10月1日から施行する。

入学料免除願

年 月 日

和歌山大学長 殿

教育学部附属特別支援学校高等部

年度入学

受験番号

受験者氏名

保護者住所

保護者氏名

本人との続柄

下記の事情により入学料納付が困難なため、入学料を免除下さるよう必要書類を添え願います。

記

(注) 入学料免除出願上の必要添付書類

- 1 家族調書
- 2 市町村長発行の所得に関する証明書 給与所得者については源泉徴収票
- 3 学資負担者の死亡を理由に出願する場合は、上記1、2の他死亡を証明する書類
- 4 災害を理由に出願する場合は、上記1、2のほか罹災証明書
- 5 その他参考となる書類